

「横尾中学校いじめ防止基本方針」

神戸市立横尾中学校

1. はじめに

いじめは、「どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒が楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「神戸市立横尾中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2. いじめの定義

本校に在籍している生徒に対し、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校ではいじめを訴えてきた生徒の立場に立ち、上記の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守る立場にたって事実関係を確かめ、対応にあたる。

3. 本校職員の姿勢

- (1) 生徒一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- (2) 生徒が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- (3) 生徒の思いやりの心や命の大切さを育む、道徳教育や学級指導の充実を図る。
- (4) 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が持っていることを、さまざまな活動を通して生徒に示す。
- (5) 生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- (6) 生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- (7) 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- (8) 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

4. 校内体制

- (1) 「横尾中学校いじめ問題対策委員会」を設置する。

構成：校長、教頭、生徒指導担当、学年生徒指導係、特別支援教育コーディネーター、養護教員、スクールカウンセラー

役割：①いじめ防止に向けた取り組み、生徒の相談内容や学校生活の把握

②いじめの相談があった場合は、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応について協議するとともに、いじめに関する情報を全職員で共有(個人情報の取り扱いには十分に配慮)

③本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善

5. 未然防止・早期発見について

- (1) 「いじめアンケート」を実施する。
- (2) 「いじめアンケート」の実施により、生徒の背景にある事情にも目を向けて小さな変化に気づくよう努める。
- (3) 教育相談週間を活用するとともに、生徒が教員に相談しやすい学級運営を目指す。
- (4) 連絡ノート「My Diary」の活用
- (5) 校内研修により教職員の「いじめ」に関する人権意識と実践力を高める。
- (6) 道徳・学級活動等により、規範意識の醸成及び、命を大切にする心を育てる。
- (7) 休み時間等の教員による見守りを行う。
- (8) 生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取り組みを進める。

6. 組織的対応について

- (1) いじめを受けた生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、当該生徒・保護者の気持ちを親身になって聞き、受け止めて早期に対応する体制を作る。
- (2) 生徒間で解決済みの事案も含め、いじめが認められたときは「横尾中学校いじめ問題対策委員会」により早期の対応を検討し、全教職員が情報を共有する。
- (3) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- (4) 再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導およびその保護者への支援を継続して行う。
- (5) 状況によっては、出身小学校、教育委員会事務局（学校指導係）、神戸市いじめ問題審議委員会、所轄警察署（須磨署）、少年サポートセンター（西部）、スクールソーシャルワーカー等と連携して対処する。
- (6) 重大事態への対応については、教育委員会事務局と連携を密にし、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

7. 特別な配慮を要する生徒への配慮

特別支援学級及び通常学級に在籍して特別な支援を必要とする生徒については特に未然防止・早期発見・早期対応に十分配慮する。交流学級担任と特別支援学級担任との連携を密に行い、常に教員の目が行き届く見守り体制を維持する。

8. 再発防止

「未然防止・早期発見」の取組を継続していくとともに、いじめが「解消している」状態を保つために、全職員により当該生徒を見守ると同時に保護者とも連携していく。

- (1) 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が継続していることを確認する（少なくとも3ヶ月以上）。
- (2) 生徒及び保護者に対して心身の苦痛を感じていないか面談を行う。

9. その他

- (1) 学校評価においては、いじめに対する年度ごとの取組について教職員が評価等を行い、その結果を次年度の取組の改善に活かす。
- (2) この基本方針は、本校の状況に応じて「横尾中学校いじめ問題対策委員会」において点検と見直しをすすめ、適切に改定を行う。

令和6年4月1日改定